

最終更新日: 2021 年 5 月 3 日

本エンド ユーザー使用許諾契約書(「EULA」)の条項は、本ソフトウェアのインストールの際に表示されるいかなる条件にもかかわらず、お客様の本ソフトウェアの使用に適用されます。

本ソフトウェアのダウンロード、導入または使用によって、お客様は本 EULA の条項に拘束されることに同意したことになります。お客様が本 EULA の条項に同意されない場合には、本ソフトウェアをダウンロード、導入または使用してはいけません。また、未使用の本ソフトウェアについては、取得から 30 日以内に、削除するかまたは VMware もしくはお客様がソフトウェアを購入された VMware チャンネル パートナーに返品し本ソフトウェアに対して支払済のライセンス料金がある場合には払い戻しを請求しなければなりません。

**評価版ライセンス。**お客様が評価の目的で本ソフトウェアのライセンスを取得される場合(「評価ライセンス」)、お客様の本ソフトウェアの使用は 30 日間に限り許可され(特段の定めがある場合を除く)、本番データでソフトウェアを使用することはできません。本 EULA の他の規定にかかわらず、本ソフトウェアの評価版ライセンスは「現状のまま」提供され、明示的にも黙示的にも、いかなる補償、サポート又は保証も受けることができません。

## 1. ライセンス付与。

- 1.1. **一般ライセンス許諾。**VMware はお客様に対して、お客様の内部業務の運営目的でのみ、かつ、製品ガイドの規定に従って、ライセンス期間内に、許諾地域内で本ソフトウェアを導入し、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションを使用する、非独占的、かつ譲渡不可(第 12.1 条(譲渡)の規定された場合を除く)のライセンスを付与します。注文書に特段の定めがない限り、お客様に付与されるライセンスは、オブジェクト コードの使用のみに限定され、引渡しの時点から開始されます。
- 1.2. **ユーザーおよび第三者請負業者。**第 1.1 条(一般ライセンス許諾)に基づいてお客様に付与されたライセンスに基づき、お客様は、お客様のユーザーに対し、本ソフトウェアの使用を許可することができ、またお客様の第三者請負業者に対し、お客様へのサービス提供の目的に限り、お客様に代わって本ソフトウェアの導入および使用を許可することができます。お客様は、お客様のユーザーおよび第三者請負業者の本 EULA の遵守につき一切の責任を持ち、ユーザーおよび第三者請負業者による本 EULA の違反はお客様による違反とみなされます。
- 1.3. **許可されるコピー。**お客様は、導入および使用のために必要である場合、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションをコピーすることができますが、その他の場合はアーカイブ目的でのみコピーが許可されます。
- 1.4. **ベンチマーク。**お客様は、内部でのパフォーマンス テストおよびベンチマーク調査を実施するために本ソフトウェアを使用することができます。公開および配布する前に調査の方法、仮定、および他のパラメータを VMware が確認および承認した場合のみ、お客様は第三者に調査の結果を公開または配布することができます。確認および承認の要請については、[benchmark@vmware.com](mailto:benchmark@vmware.com) にご連絡ください。
- 1.5. **関連会社へのサービス。**お客様は、お客様の関連会社に IT サービスを提供するために本ソフトウェアを使用することができます。ただし、これらの関連会社が直接本ソフトウェアを使用することはできません。
- 1.6. **オープンソースソフトウェア。**オープンソースソフトウェア(OSS)は、OSSの独自の適用のあるライセンス条項に基づいてお客様にライセンス許諾されます。これらのライセンス条項は、本ソフトウェアに付属の open\_source\_licenses.txt ファイル、ドキュメンテーション、[www.vmware.com/download/open\\_source.html](http://www.vmware.com/download/open_source.html) で取得できる当該 OSS に該当するソースファイル(以下で定義)のいずれかで確認することができます。これらの OSS ライセンス条項は、第 1 条(ライセンス許諾)と矛盾せず、お客様の利益になるその他の権利が含まれていることがあります。本 EULA によってお客様に課される制限が、該当する OSS ライセンス条項による制限より強い場合においても、本 EULA よりも OSS ライセンス条項が優先して適用されるものとします。オープンソースソフトウェアのライセンスにより、VMware がお客様に該当するソースコードおよび/またはソースコードの変更(「ソースファイル」)を利用可能にする必要がある範囲で、お客様は、VMware の Web サイト([www.vmware.com/download/open\\_source.html](http://www.vmware.com/download/open_source.html)) から、またはお客様の氏名および住所を記載した書面での依頼書を下記宛てに送付していただくことにより、該当するソースファイルのコピーを入手できます。VMware, Inc., 3401 Hillview Avenue, Palo Alto, CA 94304, United States of America へのご依頼はすべて「Open Source Files Request, Attention: General Counsel (オープンソースファイル依頼書、気付: 法務部長)」と明記する必要があります。このソースファイルコピーの入手は、お客様が本ソフトウェアを購入された日付から 3 年間に限り依頼できます。

## 2. 制限事項および所有権。

- 2.1. **ライセンスの制限事項。** VMware の事前の書面による同意がない限り、お客様は次の行為を行ってはならず、いかなる第三者にも許可してはならないものとします。(a) 第 1.5 条(関連会社へのサービス)に規定されている場合を除き、本ソフトウェアをアプリケーション サービス プロバイダ、サービス機関、ホステッド IT サービス、または類似する第三者が使用すること。(b) 第 1.4 条(ベンチマーク)に規定されている場合を除き、お客様によってまたはお客様に代わって行われた本ソフトウェアに関するベンチマーク テストあるいは比較分析または競合分析の結果を、第三者に開示すること。(c) 第 1.2 条(ユーザーおよび第三者請負業者)に規定されている場合を除き、本ソフトウェアをいかなる形式においても第三者に対して利用可能にすること。(d) 第 12.1 条(譲渡)で明示的に許可されている場合を除き、本ソフトウェアまたはドキュメンテーションを関連会社またはいかなる第三者に対しても譲渡またはサブライセンスすること。(e) 本ソフトウェアのライセンス モデルの条件および制限事項、ならびに製品ガイドおよび/または該当する注文書に規定されているその他の要件に反して本ソフトウェアを使用すること。(f) 適用される強行法規で許可されている範囲を除き、本ソフトウェアを修正、変換、強化または派生物を作成すること、または第 2.2 条(逆コンパイル)に規定されている場合を除き、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、またはその他の方法で本ソフトウェアからソース コードの導出を試みること。(g) 本ソフトウェアのコピーに含まれる著作権またはその他の所有権に関する通知を削除すること。(h) ソフトウェアまたはサービスなどを介して、本ソフトウェアに関するまたは本 EULA で規定されている技術的制限に違反またはそれを回避すること。
- 2.2. **逆コンパイル。** 第 2.1 条にかかわらず、お客様は、本ソフトウェアを他のソフトウェアと相互運用可能にするために必要な情報を取得するためであって、許諾地域の法律が明示的にお客様にこれを行う権利を認める場合に限り、本ソフトウェアを逆コンパイルすることができます。ただし、(a) お客様は、最初に VMware に当該情報を請求しなければならず、(b) お客様の請求を評価するために合理的に必要なすべての情報を提供しなければならず、かつ、(c) VMware は、その裁量により、お客様に対して当該相互運用情報を提供すること、本ソフトウェアの使用に関して合理的な条件(合理的な使用料を含む)を課すこと、または本ソフトウェアの VMware の所有権に対する潜在的悪影響を軽減するため、代替手段の提供を申し入れることができるものとします。
- 2.3. **所有権。** 本ソフトウェアおよびドキュメンテーション(全部または一部のコピーを含む)、それらの改良、機能拡張、変更および二次的著作物、およびすべての知的財産権は、VMware およびそのライセンサーの単独かつ独占的な財産に帰属するものとします。本ソフトウェアおよびドキュメンテーションを導入して使用するお客様の権利は、本 EULA および適用のある注文書において明示的に付与された権利に限定されます。本ソフトウェア、ドキュメンテーションまたは関連する知的財産権に関して、その他の権利はありません。お客様は、本 EULA または適用のある注文書によって明示的に承認されている場合を除き、本ソフトウェアまたはドキュメンテーションを使用すること(および、第三者に使用を認めること)を許可されません。お客様に明示的に許諾されていない権利は、すべて VMware が留保するものとします。VMware は、いかなるソフトウェアまたはドキュメンテーションの所有権も譲渡することはありません。
- 2.4. **ゲスト OS。** コンピュータ システム上で、ゲスト OS とアプリケーション プログラムを実行できるようにするソフトウェアもあります。お客様は、お客様がこのような第三者のソフトウェアを動作させるのに必要なライセンスを取得し遵守する責任を負うことを承認するものとします。
3. **注文書。** お客様の注文書は、本 EULA に従うものとします。注文書は、VMware が承諾するまで、VMware に対する拘束力はありません。ソフトウェアの注文書は、当該注文書に記載された本ソフトウェアの引渡しにより承諾されたものとみなされます。VMware に対して発行する発注書は、署名がなくとも、有効であり、かつ執行力があるものとします。本 EULA に明示的に規定される場合を除き、すべての注文書は返金不可かつ取り消し不可です。本 EULA に基づきお客様が受けることができる返金は、お客様またはお客様が本ソフトウェア ライセンスを購入された VMware チャンネル パートナーに送金されます。
4. **記録および監査。** お客様は、本 EULA の規定遵守を示すのに十分な、お客様の本ソフトウェアの使用についての正確な記録を維持しなければなりません。VMware は、本 EULA の規定の遵守を確認するために、それらの記録およびお客様の本ソフトウェアの使用についての監査を実施する権利を有します。当該監査は、合理的な通知を行うことを条件とし、また監査によってお客様の事業活動を不当に妨げることはありません。VMware は、12 か月間に 1 回を超える頻度で監査を行うことはできず、また監査は通常の営業時間に行うものとします。お客様は、VMware および第三者監査人に合理的に協力しなければならず、VMware のその他の権利を害することなく、監査によって明らかになった遵守違反について追加料金を支払うことで対処しなければなりません。監査によって、監査対象期間にお客様が支払うべき本ソフトウェアに関する金額の 5% を超える不払が判明した場合、またはお客様が本ソフトウェアの使用の正確な記録の保持を著しく怠っていたことが判明した場合には、お客様は合理的なすべての監査費用を VMware に支払うものとします。
5. **サポート サービス。** 本ソフトウェアのサポートおよびサブスクリプション サービス(「サポート サービス」)は、サポートサービスの条件に従って提供されるものであり、本 EULA の対象ではありません。お客様が別途サポートサービスを購入するか、またはそれらが製品ガイドに定めるところにより、お客様による本ソフトウェアのライセンスの購入に含まれていない限り、お客様は、本ソフトウェアのアップデート、アップグレード、機能の拡張または機能の強化に対するいかなる権利も有するものではありません。

## 6. 保証

- 6.1. ソフトウェアの保証: 期間および救済措置。**VMware は、電子的なダウンロードが可能になったことを示す通知または引渡し後 90 日間(「保証期間」)において、以下の条件が満たされる限り、本ソフトウェアが該当するドキュメンテーションに実質的に準拠することを保証します: (a) 本ソフトウェアがすべての時点において、該当するドキュメンテーションに従って適切にインストールおよび使用されていること、かつ、(b) 本ソフトウェアが、VMware または VMware の正当な代理人以外の者によって変更または追加されていないこと。VMware は、VMware の費用負担で行う、上記保証違反に対する VMware の唯一の義務およびお客様の排他的な救済措置として、該当ソフトウェアを交換するか、または、保証期間中にお客様によって書面で報告される本ソフトウェアの再現可能なエラーを修正するものとします。VMware が、本ソフトウェアのエラーの修正または当該ソフトウェアの交換が不可能であると判断した場合、VMware は当該ソフトウェアについてお客様が支払った金額をお客様に返金するものとします。この場合、当該ソフトウェアのライセンスは終了します。
- 6.2. 保証責任の排除。**第 6.1 条の限定された保証以外には、法律で認められている最大限の範囲で、VMware は、VMware 自身のため、および VMware のサプライヤに代わって、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションに関して、明示もしくは黙示的保証、または法定された保証を問わず、商品性、品質の充足性、特定目的への適合性、権原、および権利侵害がないことの保証、および取引過程または作業過程から生じる保証を含む、一切の保証を行わないものとします。VMware およびそのサプライヤは、本ソフトウェアが中断することなく稼働すること、欠陥やエラーがないことまたは本ソフトウェアがお客様のビジネス要件を満たす(または満たすように設計されている)ことを保証しません。

## 7. 知的財産権補償

- 7.1. 防御および補償。**本第 7 条の各項の定めに従い、VMware は、(a) 侵害請求に対してお客様を防御し、かつ、(b) 侵害請求に関して、管轄裁判所または政府機関からお客様に対して最終的に認められた、または和解で合意された罰金、損害および費用のすべてを補償します。ただし、これらの義務は次の場合に限り適用されます。(i) お客様が、当該請求を知ってから合理的な期間内に VMware に通知し(なお、当該通知の遅延により、VMware に損害を与えた範囲内で、VMware の補償義務は免責されます)、(ii) お客様が、当該侵害請求に対する防御および和解の管理権限を VMware のみに与え、かつ、(iii) 当該侵害請求に関する VMware の支援要請に対して合理的な協力を提供する場合。VMware は、お客様の事前の書面による同意なく(当該同意は不当に留保、条件を付加または遅延されないものとする)、侵害請求の請求者に責任を認めるまたは払い戻されない費用を支払う義務をお客様に生じさせることになる、侵害請求の和解をすることはありません。お客様は、VMware の事前の書面による同意を得ることなく、いかなる侵害請求も和解または示談することはできません。
- 7.2. 救済手段。**本ソフトウェアが侵害請求の対象となる場合、または VMware の見解により侵害請求の対象になる可能性がある場合、VMware は VMware の裁量と費用負担で次のいずれかを実行します。(a) お客様が本ソフトウェアを引き続き使用するために必要な権利を確保すること、(b) 本ソフトウェアを権利侵害の対象とならないよう修正または交換すること、(c) 影響を受けたソフトウェアのライセンスを解約して、関連するサポート サービスを中止し、お客様に影響を受けたソフトウェアを削除することを確認した上で、(i) 永久ライセンスについては、影響を受けたソフトウェアに対してお客様が支払ったライセンス料(ただし、当該ソフトウェアが引き渡された日から開始する、耐用年数を 3 年とする定額減価償却により金額が控除される)およびサポート サービスに対する未使用分の前払金、または (ii) サブスクリプションソフトウェアについては、その時点のサブスクリプションの残りの期間に按分して前払金を返金します。
- 7.3. 適用除外。**VMware は、以下の項目に基づく請求に関して、本第 7 条に基づく義務、またはその他の侵害請求に関する義務を負いません。(a) 本ソフトウェアと VMware 以外の製品またはコンテンツとの組み合わせ。(b) 本ソフトウェアが意図していない目的または方法での使用。(c) 侵害を回避する新しいバージョンの VMware ソフトウェアが使用可能である場合における、古いバージョンのソフトウェアの使用。(d) VMware 以外による、または VMware の明示的な書面による承諾を得ずに行われた本ソフトウェアの変更。(e) VMware によって本ソフトウェアに組み込まれたものではない、オープンソース ソフトウェア、フリーウェア テクノロジー、またはそれらの派生物もしくは改変物に関する請求。(f) 無償、ベータ版または評価版ベースで提供されるソフトウェア。
- 7.4. 適用される法律で許容される限り、本第 7 条は、侵害請求に対するお客様の唯一かつ排他的な救済手段、および侵害請求に対する VMware の全責任について規定します。**

## 8. 責任の制限

- 8.1. 免責事項。**法律上許容される最大限の範囲内で、VMware は、いかなる場合も、逸失利益または事業機会の損失、利用機会の損失、いかなる理由(停電、システム障害、その他の中断)によるコンテンツまたはデータの損失、収益の損失、営業権の損失、事業の中断、またはいかなる間接損害、特別損害、付随的損害、もしくは結果損害について、契約、不法行為、過失、製造物責任等その責任原因の如何にかかわらず、一切責任を負いません。この制限は、当事者がこれらの損失の可能性について告げられていたか否か、また、他の救済手段ではその本質的な目的を達成できないか否かにかかわらず適用されます。一部の法域では、結果損害または付随的損害の責任の排除または制限が認められていないため、前述の制限が適用されない場合があります。

**8.2. 金銭的責任の上限。**本 EULA に基づく VMware のあらゆる責任は、当該請求が生じた本ソフトウェアに対してお客様が支払済みのライセンス料または \$5000 のいずれか高い方を上限とします。

**8.3. 適用除外。**第 8.1 条および第 8.2 条における責任の制限は、(i) 本 EULA の第 7 条に基づく VMware の補償義務、または (ii) 法律により除外することができない責任には適用されません。

**8.4. 追加的制限。**VMware のサプライヤは、本 EULA に基づくいかなる責任も負いません。お客様は、本 EULA に基づくいかなる請求もサプライヤに対して直接行うことはできません。本ソフトウェアに組み込まれた第三者のソフトウェアに関する VMware の責任は、この第 8 条に従うものとします。お客様は、請求の原因となる事実の発生後 18 か月以降に本 EULA に基づいて請求を起こすことはできません。

## 9. 解約

**9.1. EULA の期間。**本 EULA の期間は、本ソフトウェアの引渡しの時点から開始し、本第 9 条の規定に従って EULA が終了するまで継続します。

**9.2. 正当な理由による解約。**VMware は、以下の場合に、お客様に書面で通知することにより、本 EULA を直ちに解約できます。(a) お客様が VMware から書面による支払期日経過の通知を受領してから 10 日以内に本 EULA に基づく支払が確認できない場合、(b) お客様が本 EULA の他の規定に重要な違反をし、VMware からの書面による当該違反についての通知を受領してから 30 日以内に当該違反を是正しない場合、(c) お客様が是正できない方法で本 EULA の規定に重要な違反をした場合、または (d) お客様が事業を終了または中断する場合。

**9.3. 債務超過による解約。**VMware は、お客様が支払不能になった場合、お客様が支払期日の到来した債務について支払不能であると書面で承認した場合、お客様が債権者への財産提供をする場合、またはお客様が受託者、管財人もしくは同様の機関による管理を受けることになった場合、または破産手続もしくは倒産手続が開始された場合、お客様に書面で通知することにより、本 EULA を直ちに解約できます。

**9.4. 解約の効果。**本 EULA を解約した場合、(a) 本 EULA に基づいてお客様に付与されたソフトウェアに対するすべてのライセンスは直ちに終了し、(b) お客様は本ソフトウェアの全使用を中止し、本ソフトウェアおよびライセンス キー(コピーを含める)を VMware に返却するか、または破棄したことを証明しなければならず、かつ、(c) お客様は、お客様が所持または管理する、VMware または VMware のサプライヤの秘密情報を返却し、VMware から要請があった場合は当該秘密情報を破棄しなければなりません(ただし、法律に基づいて保持する必要がある情報を除く)。第 1.6 条(オープン ソース ソフトウェア)、第 2 条(制限事項および所有権)、第 4 条(記録および監査)、第 6.2 条(ソフトウェア保証責任の排除)、第 8 条(責任の制限)、第 9 条(解約)、第 10 条(秘密情報)、第 12 条(一般条項)、第 13 条(定義)および第 14 条(アメリカ合衆国連邦政府エンド ユーザーに適用される条件)を含む本 EULA の規定は、その性質および文脈において、解約または期間満了後も効力の存続が意図されている場合、それらの規定は、契約終了後も効力が存続します。本 EULA に特段の定めがある場合、または適用される法律もしくは規則により要求される場合を除き、本 EULA の解約は、お客様に返金、クレジットまたは交換の権利を与えるものではありません。

## 10. 秘密情報

**10.1. 保護。**いずれの当事者も、本 EULA に基づく権利の行使および義務の履行のために、または本 EULA により許可される場合に、本 EULA に関連して開示された相手方の秘密情報を使用することができます。受領者は、開示者の秘密情報を、本 EULA の目的のために当該秘密情報を知る必要があり、かつ、本第 10 条に規定されている義務と同等の守秘義務を負う、受領者の雇用者またはコントラクターにのみ開示するものとします。受領者は、開示者の秘密情報について、同様の性質を持つ自己の秘密情報または専有する情報を保護するのと同じ方法で(ただし合理的な注意義務を下回らないものとする)、不正使用、不正アクセスまたは不正開示から保護するものとします。

**10.2. 例外。**開示者の秘密情報に関する第 10.1 条に基づく受領者の義務は、受領者が、情報が次のいずれかであることを証明できる場合は終了するものとします。(a) 開示者から開示を受けたときに、受領者が秘密保持義務を負うことなく既に知っていた情報。(b) 守秘義務上の制限なしに開示を行う権限を有した第三者によって受領者に開示された情報。(c) 公知の情報または受領者の責めによらず公知となった情報。または (d) 開示者の秘密情報にアクセスまたは使用することなく受領者によって独自に開発された情報。さらに、法律、または管轄権を有する裁判所または類似の司法機関もしくは行政機関の命令により開示が要求された範囲で、受領者は秘密情報を開示できるものとします。ただし、受領者は要求された開示について開示者に速やかに書面で通知し、開示者の依頼と費用負担で、要求された開示の範囲について、合法的に異議を唱えたり制限を申し出ることにおいて、開示者に協力するものとします。

**10.3. 差止請求。**本 EULA のいかなる規定も、いずれの当事者の差止めを求める権利を制限しないものとします。

11. **アカウント、操作、使用状況データ。**VMware は、お客様のアカウントを管理し、お客様の注文書に対応するために、お客様のご連絡先およびお客様のご購入に関する情報を収集します。また、VMware は (a) 本 EULA の条件への遵守の確認、請求、サポート サービスの提供を含む、本ソフトウェアの引渡しを円滑にするために必要な情報、ならびに (b) VMware 製品とサービスおよびユーザー エクスペリエンスを改善する目的で、また製品ガイドに記載されているその他の分析目的でソフトウェア構成、パフォーマンスおよび使用状況データを処理します。VMware は、当該データが個人を特定する情報を含む限り、<https://www.vmware.com/help/privacy.html> に所在する VMware の製品 & サービス プライバシー通知に従って情報を処理します。
12. **一般条項**
- 12.1. **譲渡。**譲渡が法令上制限できない場合、または譲渡が VMware の譲渡および承継ポリシーによって許可されている場合、および [www.vmware.com/support/policies/licensingpolicies.html](http://www.vmware.com/support/policies/licensingpolicies.html) で規定されるプロセスに従うすべての場合を除き、お客様は、VMware の書面による事前の同意なく(当該同意は不当に留保、条件を付加または遅延されないものとする)、本 EULA、いかなる注文書または本 EULA に基づく権利もしくは義務の譲渡、または本 EULA に基づく契約の履行を委託することはできません。上記以外でお客様が実施した譲渡は無効となります。VMware は、お客様にサービスを提供するため、VMware の関連会社またはサプライヤを起用することができますが、VMware は当該サービスの履行について責任を負うものとしません。
- 12.2. **通知。**本 EULA に基づく VMware からお客様への通知は、(a) お客様のアカウントに紐づくメール アドレスに電子メールで送付される(お客様が通知の受領方法として登録した場合)、または (b) VMware カスタマー ポータルに掲載されます。お客様は、法的通知またはその他のお問い合わせについては、法務部宛で VMware, Inc., 3401 Hillview Avenue, Palo Alto, California 94304, United States of America に送付する必要があります。
- 12.3. **権利放棄。**本 EULA の規定違反に対する免除は、それ以降の当該規定の違反の免除、または他の規定の違反の免除を意味しません。
- 12.4. **可分性。**本 EULA のいずれかの規定が無効または執行不能であるとされた場合でも、当事者の意図を達成するために可能な限り、その他の規定は有効に存続するものとしません。
- 12.5. **法令等遵守。**各当事者は、本 EULA で意図された行為に適用されるすべての法律を遵守するものとしません。
- 12.6. **輸出規制および政府による規制。**お客様は、本ソフトウェアが米国輸出管理規則 (U.S. Export Administration Regulations) および適用のある許諾地域の輸出規制法の適用の下で提供されるものであり、また適用される輸出規制法に反する転用が禁止されていることを承認します。お客様は、(1) お客様自身が(a) 米国が輸出を禁じている国家の市民(国民)、居住者、もしくはそれらの国の政府の支配下にある者ではなく、またそのような者のために行っている者でもないこと、または (b) 米国財務省のリスト (Specially Designated Nationals and Blocked Persons リスト) もしくは米国商務省のリスト (Denied Persons List or Entity List) に挙げられた者もしくは組織ではないこと、および(2) 法律で禁止されている目的(禁止されたミサイル、核兵器、化学兵器または細菌兵器のあらゆる開発、設計、製造、生産を含むが、これらに限定されない)のために本ソフトウェアを使用しないことを表明するものとしません。本ソフトウェアおよびドキュメンテーションは、国防省調達規則(「DFARS」) Section 227.7202 および連邦調達規則(FAR) Section 12.212 (b) に従い、かかる規定の適用の限度で、それぞれ「商用コンピュータソフトウェア (Commercial Computer Software)」および「商用コンピュータソフトウェアドキュメンテーション (Commercial Computer Software Documentation)」とみなされます。米国連邦政府による本ソフトウェアおよびドキュメンテーションの使用、変更、複製、リリース、実行、展示または開示は、本 EULA の条項にのみ準拠するものとしません。
- 12.7. **解釈。**本 EULA の各条項の表題は、便宜のために使用されているものであり、本 EULA の解釈にあたり使用されるものではありません。本 EULA において「含む」とは、「含むがこれに限定されるものではない」ことを意味します。
- 12.8. **言語。**本 EULA は英語版が正であり、英語以外の翻訳版と矛盾がある場合は、英語版が適用されるものとしません。
- 12.9. **準拠法。**お客様の請求先住所が米国内である場合、本 EULA は米国カリフォルニア州および米国連邦法に準拠するものとしません。お客様の請求先住所が米国以外である場合、本 EULA はアイルランドの法律に準拠するものとしません。抵触法の規則の適用は明示的に除外するものとしません。国際物品売買契約に関する国連条約 (U.N. Convention on Contracts for the International Sale of Goods) は適用されません。
- 12.10. **第三者の権利。**本 EULA に明示的に規定される場合を除き、本 EULA は当事者でない者にいかなる権利も生じさせず、本 EULA の当事者のみが、本 EULA の条項を執行し、または本 EULA に規定された排除または限定に依拠することができます。

- 12.11. 優先順位。**製品ガイド、本 EULA、注文書の中に矛盾または不一致が生じた場合、エンタープライズ ライセンス契約 (enterprise license agreement) に別段の定めがない限り、次の優先順位が適用されます。(a) 製品ガイド、(b) 本 EULA、(c) 注文書。お客様が本ソフトウェアについて、または本ソフトウェアに関連して発行する注文書、承認書、確認書またはその他の文書に、本 EULA への矛盾または追加条件がある場合は、本 EULA が優先します。
- 12.12. 完全合意。**すべての承認された注文書を含め、本 EULA は、すべての承認された注文書および製品ガイドと合わせて、本 EULA の対象事項に関する当事者の完全な合意を構成し、書面または口頭にかかわらず、本 EULA の対象事項に関する両当事者間の本 EULA の締結以前または締結と同時に行われた、すべての連絡、表明、提案、約束、承認および合意に優先します。本 EULA は、両当事者の権限を有する代表者が署名した文書によってのみ変更できます。
- 13. 定義。**
- 13.1. 「関連会社」とは、ある時点における当事者について、その時点で、直接的または間接的に、当該当事者が支配しているか、当該当事者と共通の支配下にあるか、または当該当事者を支配する組織を意味します。「支配」とは、発行済み株式全体の 50% 以上に相当する持分、議決権、または類似の影響力を有することを意味します。**
- 13.2. 「秘密情報」とは、一方の当事者(「開示者」)がもう一方の当事者(「受領者」)に対し、物理的な形で「秘密」もしくは同様の表示を付して提供する情報もしくは資料、または合理的な人物が秘密だと分かるもしくは秘密であると理解すべき情報を意味します。次の情報は、秘密とマークまたは識別されているかにかかわらず、VMware の秘密情報とみなされます。(a) ライセンス キー、(b) 価格、製品ロードマップ、または戦略的マーケティング計画に関する情報、および (c) 本ソフトウェアに関する未公開の資料。**
- 13.3. 「引渡し」とは、物理メディアの引渡し(該当する場合)または電子的なダウンロードが可能になったことを示す通知がなされた日を意味します。**
- 13.4. 「ドキュメンテーション」とは、通常、VMware が本ソフトウェアとともにお客様に提供するドキュメンテーションを意味し、本ソフトウェアの使用に関するエンド ユーザー マニュアル、操作マニュアル、インストール ガイド、リリース ノートおよびオンライン ヘルプ ファイルが含まれます。VMware はこれらのドキュメンテーションを随時改訂します。**
- 13.5. 「ゲスト OS」とは、お客様によってライセンス許諾され、仮想マシンにインストールされた、本ソフトウェアを使用して実行する第三者オペレーティング システムのインスタンスを意味します。**
- 13.6. 「侵害請求」とは、本ソフトウェアが、第三者の特許、商標または著作権を侵害した、または営業秘密を不正利用した(ただし、当該不正利用がお客様の行動の結果生じたものでない場合に限る)という当該第三者の主張であり、以下の国がライセンスの許諾地域に含まれる場合は、以下の国の法令に基づく主張を意味します。(a) アメリカ合衆国、(b) カナダ、(c) 欧州経済地域、(d) 英国、(e) オーストラリア、(f) ニュージーランド、(g) 日本、または (h) 中国。**
- 13.7. 「知的財産権」は、登録済みか未登録かにかかわらず、著作権、商標、サービス マーク、営業秘密、ノウハウ、発明、特許、特許出願、人格権およびその他の専有権を含む、世界中のすべての知的財産権を意味します。**
- 13.8. 「ライセンス」とは、第 1.1 条(一般ライセンス許諾)に基づき付与されるライセンスを意味します。**
- 13.9. 「ライセンス キー」とは、お客様が本ソフトウェアをアクティベートするためのシリアル番号を意味します。**
- 13.10. 「ライセンス期間」とは、注文書に定められたライセンスの期間を意味します。**
- 13.11. 「オープン ソース ソフトウェア」または「OSS」とは、本ソフトウェアに含まれるソフトウェア コンポーネントを意味し、別個のライセンス条件の下で提供されます。このライセンス条件は、本ソフトウェアに含まれる open\_source\_licenses.txt ファイル(もしくは類似するファイル)、または [www.vmware.com/download/open\\_source.html](http://www.vmware.com/download/open_source.html) に所在しています。**
- 13.12. 「注文書」とは、本 EULA に準拠するソフトウェアの発注書、エンタープライズ ライセンス契約、またはその他の注文書を意味し、お客様が VMware または VMware チャンネル パートナーに発行し、第 3 条(注文書)に規定されるとおり VMware によって承認されます。**
- 13.13. 「永久ライセンス」とは永久的な期間での本ソフトウェアに対するライセンスを意味します。**
- 13.14. 「製品ガイド」とは、お客様の注文時点での VMware 製品ガイド最新版を意味し、[www.vmware.com/download/eula](http://www.vmware.com/download/eula) のリンクから入手できます。**
- 13.15. 「サポート サービス契約条件」とは、VMware のその時点のサポート ポリシーを意味し、[www.vmware.com/support/policies](http://www.vmware.com/support/policies) に掲載されています。**

- 13.16.「ソフトウェア」とは、サポートおよびサブスクリプション サービス契約に従って VMware が提供する、他の使用許諾契約の適用のない関連したソフトウェア コードと合わせて、注文書に基づきお客様がライセンスを取得する VMware の商用価格表に記載されている VMware コンピュータ プログラムを意味します。
- 13.17.「サブスクリプション ソフトウェア」とは、特定の期間(「サブスクリプション期間」)、ライセンスが付与されたソフトウェアを意味します。
- 13.18.「許諾地域」とは、本製品ガイドに特段の定めがある場合を除き、お客様の請求先の国または国々を意味します。ただし、お客様のソフトウェアの許諾地域に欧州経済地域の加盟国または英国が含まれている場合、お客様は、欧州経済地域および英国のいかなる場所においても当該ソフトウェアを使用できます。
- 13.19.「第三者請負業者」とは、お客様との契約に従って、お客様に対して IT サービスを提供する第三者を意味します。
- 13.20.「アメリカ合衆国連邦政府エンド ユーザー」とは、次のアメリカ合衆国連邦政府の機関等を意味します。(a) アメリカ合衆国法典(U.S.C.)第 5 編第 101 条に規定される執行部署、(b) アメリカ合衆国法典第 5 編第 102 条に規定される軍の部局、(c) アメリカ合衆国法典第 5 編第 103 条に規定される政府系企業、(d) アメリカ合衆国法典第 5 編第 104 条に規定される独立機関、および (e) アメリカ合衆国政府の立法府または司法府における機関(上院、下院、議事堂建築監(Architect of Capitol)、および建築監の指示の下での活動を除く)。
- 13.21.「ユーザー」とは、本 EULA において許可されているとおりに、お客様が本ソフトウェアの使用を許可した従業員、コントラクターまたは第三者請負業者を意味します。
- 13.22.「仮想マシン」とは、個別のオペレーティング システムを実行し、物理マシンと同様にアプリケーションを実行することが可能なソフトウェア コンテナを意味します。
- 13.23.「VMware」とは、お客様の注文書の請求先住所が米国内である場合、VMware, Inc.(デラウェア法人)を意味し、お客様の注文書の請求先住所が米国以外である場合、VMware International Unlimited Company(アイルランドの法律に基づき設立され、存続する企業)を意味します。
- 13.24.「お客様」とは、お客様個人またはあなたが代表する組織を意味します。あなたが、組織を代表して本 EULA を締結する場合、あなたは、当該組織に拘束力を負わせる権限があることを表明することになります。